

運輸委員會會議録 第二十五号

昭和三十年六月二十八日(火曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 原 健三郎君

理事 有田 喜一君 理事 日井 莊一君

理事 木村 俊夫君 理事 青野 武一君

理事 中居英太郎君

上林山榮吉君 中嶋 太郎君

濱野 清吉君 堀内 一雄君

伊藤 郷一君 關谷 勝利君

徳安 實藏君 栗原 俊夫君

山口丈太郎君 池田 禎治君

竹谷源太郎君 小山 亮君

出席國務大臣

運輸大臣 三木 武夫君

出席政府委員

運輸事務次官 河野 金昇君

運輸事務官(自動車局長) 眞田 登君

運輸事務官(自動車業務部長) 岡本 悟君

委員外の出席者

専門員 志録 一之君

六月二十四日

大森駅西側のガード拡張に関する請願(松岡駒吉君紹介)(第二五四七号)

三尾大島に灯台設置に関する請願(有田喜一君紹介)(第二五四八号)

杞柳並びに杞柳製品の鉄道等級運賃引下げに関する請願(有田喜一君紹介)(第二五四九号)

大糸線全通促進に関する請願(原茂君紹介)(第二五〇号)

甲府、長野間の電化促進に関する請願

願(松平忠久君紹介)(第二五五一号) 同(原茂君紹介)(第二五五二号) 同(小坂善太郎君紹介)(第二五五三号)

国鉄川崎駅改築に関する請願(野田武夫君紹介)(第二六〇六号)

同月二十七日

戦傷病者に国鉄無賃乗車復活に関する請願(周東英雄君紹介)(第二七二二号)

宮田、原町兩駅間等に鉄道敷設の請願(洲上房太郎君紹介)(第二七二三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

自動車損害賠償保障法案(内閣提出第八六号)

タクシー料金問題に関する件

○原委員長 これより運輸委員會を開会いたします。

最初に陸運、特に自動車行政に關し調査を進めます。質疑を許します。徳安實藏君。

○徳安委員 ハイヤー、タクシーのことに對して運輸大臣にお尋ねいたしたいと思ひますが、かつてトヨベットのプリンスの料金値下げ問題に對しまして、いろいろ質疑が行われたときに、この程度の値下げならば妥当だ、こういう御見解でありました。さらにまたこれと均衡を保つために、他の業者から申請のある場合には、やはり均衡を維持するためにも、これを許可する方

針だということも明らかにされたのであります。これはまさに当然のことだと思ひます。しかるにその後の経過を見ますと、まことに不愉快な、実力行使というふうなことも行われ、それに対して法をかたく守れという世論も起きて参りました。これに對しまして運輸大臣がいろいろと処置をされたことに對しても、私もこれを了承いたしておるのでありますが、しかし依然としてこの調整について明瞭になつていないように考へますので、その後の経過を一つ運輸大臣から御説明をいたしたいと思ひます。もしもじんぜんこのままで放任されておりましたならば、あるいはまた再びあつた醜い実力行使が起らないとも限らないと思ひます。かようなことは健全な業界の発達のためにも決して好ましいことではありません。うわさによりますと、運輸大臣はずいぶん努力されておりますが、相手方が豪の者で、ときどき背負い投げを食わしたり、背信を行なつて、約束したことも実行しないというやうなことから、非常に運輸大臣も御苦勞なさつておられるというように聞いております。私も私も決して一方にこう考へ方でおられるのではありませぬ。業界の健全な発達をいねがう反面において、こうした行政事務がでるだけスムーズに、摩擦なく行われることを期待するがゆゑに申し上げるのではありません。こうした点について、その後の経過並びに見通しを一応運輸大

臣から承りたいと思ひます。

○三木國務大臣 ハイヤー、タクシーのダンピング事件で、非常に御迷惑をかけて恐縮に考へておるのでございませうが、現在トヨベットの最新車を八十円に値上げをするというところで、業者はちやうどよく意見が一致してこれでおさまるわけでありませう。またいろいろな營業成績から見ましても、現在のところではそれが妥當であるということから常識的な判断でございませう。それが先般國産乗用車の協会、東京乗用自動車協会、自動車運賃協会、これが主たる団体でございませう。この代表者は運輸省の大臣室において願つて、そのときには松原あるいは永山兩議員もお立ち会ひを願ひまして、至急に申請書を出す。徳安さん御承知のように、運輸大臣がこうせよという権限を持つていないものでございませう。申請を待たなければならぬ、そういう点で至急に出すというところでございませうが、あまりにもおくれておるので、昨日私は督促をしたわけでありませう。これでみな、協

きやう中に片づくということでございますので、この問題は解決するものと思ひます。運輸大臣御力のために長い間御迷惑をかけて恐縮に考へております。

○徳安委員 大臣も、大臣になられたうれしさの余りだったでせう。七十円に下げられたということは一大失策だったと思うのです。他の均衡を見ずにこれだけを——暫定というのであつたのでありますから、多く責めることではないと思ひますけれども、少くとも他に影響を及ぼすものなら、全部の均衡を保つような料金を決定せられて、それが非常にな大きな影響を他に及ぼすやうであるならば、御再考なさるべきであつたと思ひます。第一回の認可をされたということはあやまちであつたと思ひますが、しかしそれをすでに實質上認められて、これを八十円にして均衡を保たして、業会の健全な発達をいねがうという努力を払われたことに對しては、私も私はさすがに三木運輸大臣は偉いと考へておるのであります。しかるにそれが一月たつても二月たつても——世間では三木運輸大臣は実に勇猛果敢、ぱちぱち仕事をされる人だと考へておつたし、またそう見ておつたが、この問題に限つて何べんだまされても、どうも腹も立たぬのか、大臣としてはそんなに短氣を起してはいかぬと思つて胸を押えてあるのかもしれないが、とにかく隠忍自重しておられる結果、運輸省、運輸大臣というものの權威と申しますか、

秩序維持の上において、非常に遺憾な点が生ずるのではなからうか、これを周囲の者が非常に憂えておるようであります。そこでもしこういう問題が妥当公正に解決せられませんか、法の盲点があるのですが、この法の盲点、おそくは三木運輸大臣の責任ではありませんか。ですからこの盲点を一挙に解決して、この法の力で、もうどうしても言うことをきかないばかりに、どうしてもこの法で向わなくちゃならないと私も考えておるのであります。いまだこれを提案されるようなお気持ちもなさそうに見受けるのであります。こういう問題はきょう限りではないと思います。先ほどお話のように、申請主義であって、値上げせよというようなことは言えないのだと、しかしほんとうに正しい行政、正しい賃率を定める上においては、どこを調整される場合もありまして、うし、あるいはむちやなものを安くしろと言われる場合もありまして、うし、間違つて、あやまちのために下げたものは時に値上げしなければ調整のとれないものもあると思います。そういう場合に運輸省は手をあげてどうにもしようがないのだという今の法ではいけないのですが、そういう点に対して断固たる決意を運輸大臣お持ちでございませうか、あるいは運輸省みずからこの盲点を直すための法案を出しになる考えがあるか、この問題は別として一つ御所信を伺いたいと思います。

○三木國務大臣 徳安さんの御指摘のように、私と業者の間で約束したこと、がだいたい時間が延びておつて、運輸大臣の權威と申しますか、そういう点にはどうも非常に遺憾な点が多いのでございしますが、私はできればこういう問題は業者の自主的な解決をやりたい、これはあまり法律の上において強制するよりも、自主的にできればいいという、これは私の人間性としての人のよきがあるかもしれないが、そういうふうな考えでおつたのでございします。しかしおのずからそれには限度があるわけであつて、この問題が円満に今日明日のうちに片づくことになっておりますから、これはけっこうなことであつて、いままが、将来の問題としては徳安さんの御指摘のような、そういう必要もあるかと思つておられますが、もう会期わずかに数日でございしますから、今国会には政府の提案の法律案としてこの問題を出すのも……(一)一カ月延長しますよと(呼ぶ者あり)これはまだきまつておりませんから、そういうことで、今のところはこれは政府の案として考へていないのでございします。確かに御指摘のようなこともこれは検討しなければならぬかと、こう考へております。

○徳安委員 ただいま大臣からお話のように、きょうあるいは明日に解決いたせば、まことにけっこうだと思ひます。しかし過去のいきさつから考へますと、どうひねくれ、どう變つてこないとも限らないと私は思ふ。ですから、もしきょう明日にでも何らかそれがあつたとして約束するようになつて、あつたら、法の盲点をたすような法律の一条をぐらひは、みんなが考へればわけのないことです。運輸大臣がこうしたいと思つても全然手がつけられないような今の行き方は、ほんとうに私も考へつかない。こういう問題にぶつかつて初めてこれは悪かつた、なぜこんな盲点を見がしておつたかといふことを考へる次第でありますから、もしこの問題がすぐ片づき、その形跡でございしても、明日でも政府の方で出されなければ、われわれ議員立法でもつけようでございしますが、一日、二日でもほんの一条ぐらい入れることは大してことではありませんが、早くやつて、そういう無謀な、大臣の言うことも聞かなければ、社会常識にも反するやうな人々は法の力で押えて、そうして調整を保ち、業界の健全なる発達を期待する、こういうことに決意をされるように、もういふべし運輸大臣の決意を承わりたいと思ひます。

○三木國務大臣 この問題は、私は解決を円満にしたいという方針でやつておるものでございします。解決するものと思つておられますが、どうしても解決しないやうな場合には、当運輸委員会の方々の御協力をお願いいたさなければならぬやうな場合も、もしそういうことがあつたならば、よろしくお願いをいたしたい。これは一応の混乱でありますから、おのずから限度があるものであります。じんとたただ日を待つというわけにもいきませんから、そういう場合にはどうか当委員会でもよろしく御協力を賜りたいとお願ひをいたします。

○徳安委員 今大臣の限度ということ、私は、私は今日限度に達しておると思ひますが、いかがでございませう。

○三木國務大臣 これはもう今日片づくと、今もその代表者がやつて参りまして、そういうことを私に言つたので、今日中に片づくと思ひますので、この問題は、そういう今の御指摘のやうなことを切り離して解決ができるのだと思ふのでございしますが、将来のためにそういうこともこれは検討しなければならぬ。しかしこれが私たちの見通しと違つて、どうしても解決ができないというやうな場合には、徳安さんの御指摘のやうなことも当然に考へなければならぬ。決して限度をいつまでもいつまでもという限度とは考へておりません。一つその場合にはよろしくお願ひをいたします。

○徳安委員 では、どうせ長いことは、明日のことですから、明日まで運輸大臣の手腕と御努力を期待いたしまして、一応私の質問はこれで打ち切ります。

○原委員長 池田禎治君。

○池田(禎)委員 この際運輸大臣に私は別にどうも申しませんが、従来のあなたの政治的な発言というものは、善意に解されてきておつたが、今日われわれは善意にとれなくなつた。そこであなたはその期日をこの委員会に明示されなければ、私どもは正直に言う、信用ならぬといふことになつてくる。そこで公式にできぬというなら、そのできざることをわれわれに納得させる表現がありますかどうか。たとえはこの委員会が妥当なりといつてきめたことについて、あなたは、今日この委員会ですみやかな処置をとるといふことを、どういう形で各委員に納得させるか、それを表明願ひたい。

○三木國務大臣 池田委員は、今徳安さんに対する私の答えのときにおいでになつたかどうか知りませんが、これは三つの大きな団体の中で、一つは

昨夜きめたのです。もうあと二つが、一時から三時までにはきめられるといふことでございします。きょう私は解決するものと、こう考へておるのでございします。それがもし解決しない、まただらだらと延びる場合には、これに対して何らかの方法を考へなければならぬので、これは運輸委員会に御報告いたしました。またその御意見も聞きまして、その意見を尊重して処置をとりたい、こういう決意でございします。

○池田(禎)委員 何らかの形で処置をしなければならぬといふことは、本委員会がきめたこと、ないし従来大臣が非公式に申されたことを直ちに実行に移すといふ意思なりと、われわれさういふこととてよろしいでしょうか、その辺はいかがですか。

○三木國務大臣 私は今発言に対して注意をしておりますのは、きょう解決をするといふことでございしますから、できればこういう問題のごときは、業界が自主的にきめる方が好ましいと私は思ふのであります。しかしそれがどうしてもできなくて、それがために混乱が起るやうな場合には、これは何らかやばり運輸大臣が権限を持たなければならぬと思ふのであります。しかしその権限をいつでも行使するといふのではなくして、これは自主的にきめるという建前で、しかしどうしても自主的に解決をできないやうな場合に、これは権限を持つておらないと、混乱が起つ場合になかなか処置ができせんから、そういう点、この問題はきょう解決するでしようから、これとは切り離して私の方も検討を加えますし、運輸委員会としてもいろいろお考へを

願いたい、こう思うのでございます。

○池田(續)委員 あなたの話は、どうもいつの場合も柔軟性を持っておるのですが、要するに本日で解決するものというのでは、あなたは確信をもって言ひ得るのか、そのことを私はお伺いいたします。

○三木國務大臣 これはわざわざ運輸省へ解決した者が報告に来まして、その残りの二団体も一時から三時までの間には解決するというのを、自動車局長のところへ報告がございましたので、これはもう絶対に間違いがないかと言つて念を押されますと、これは相手のあることでございますが、代表者が出て参りましたそうやうな言ひの動向を参りますから、しかもこれはいろいろ動きを見ておられますと、それを決定しようという客観的な空氣が起つておるやうでございますから、まずこの代表者の言をたゞいまのところは信頼して解決するもの、こう私は考へておるのでございます。

○池田(續)委員 この委員会でございます問題を取り上げることは実に困ります。しかし事態がここまで紛糾して参りますならば、やはりこの混乱をどういう形において終息させるか。しなればならぬことは起きておる現実の姿でございます。そこで実は今までは大臣のお考えなり方針を、自分にかましてもらいたいたう、そのあなたの相対の期間というものが、今日までたつておるのです。もとよりそれには理由があるでしょう。けれども今日の事態に参りますならば、相手がありませんなどあなたと言ふならば、その相手に對してあなたはやはりそれだけの責任をもつて解決するという衝に当られな

かつたことは、公式に申し上げますならばわれわれとしては責めなければならぬ。そこで片づかなければ、私は運輸大臣が権限を持っておる限りにおいては、最善を尽くすということを今日あなたに言明をしていただきます。ただしあなたがさういふやうな言明をしない

で、私としては十分の誠意をもつて解決するものなりという自身を持っておる。それならそれで私はけっこうです。何も私どもは大臣の言質をとつて得々とするものでないです。しかしながら事態がさういふこと、あさつていつて延びたといふことは、これはやはりどうしても安堵感が出てこない、さういふことなんです。だから本来ならばあなたがここで運輸大臣である三木武夫におまかせを願ひたいと言明をされたら、私もそれはそれでたくさんだ。少くともそのことはいいかげんやう。

○三木國務大臣 運輸大臣の三木におまかせを願ひたい、こう考へます。

○原委員長 上林山榮吉君。

○上林山委員 本問題に關連して国会及び當委員会の権威のために、委員長に質問をいたしたいと存じます。それはどういふ点であるかと申しますと、どの団体であつたかはっきり記憶をいたしません、問題になつた団体から、現職の国会議員諸君に對して顧問になつてもらいたいたうという郵便物が届いた。それに対して顧問を承諾した者およそ七、八名であつたかと思ひます。が、さういふ事実があつたか否か。委員長として承知しておるか。もし承知してないとしたら、私はさういふ不正な競争が行われた問題に關連して、しかもその団体の顧問に就

任するといふことは、それぞれの御意見はあらうと思ひますけれども、適切でないと思ひますので、この問題をお尋ねいたしたわけでありまして、委員長の率直な答弁を願ひたいと思ひます。

○原委員長 上林山君にお答えします。が、私はいかなる団体から當委員会の委員が顧問就任を邀せられたか、またあなたが入つておるか、全然知りません。事実調べたこともありません。それで上林山君に調べる参考にお尋ねいたしたいが、いかなる団体からさういふ申し込みがあつたか、お知りでしたらお教えを願ひたいのであります。

○上林山委員 その記録は持つておりますが、ここに持ち合せておられます。なおまたその会社に対してどれくらいの人々が顧問を承諾したかという電話をかけたのであります。七、八名名の者がすでに承諾をしておりますといふ返事でございましたので、委員長が必要でありますならば資料を提供したいと思ひますから、一つ厳格に御調査を願ひたいと思ひます。

○原委員長 あとでその会社の名前をお教え願ひたいと思ひます。

○中居委員 關連して。先ほど徳安さん、池田さんからの質問に對しまして、大臣から非常に誠意のある答弁がございました。私はこれ以上お伺ひするものもどうかと思ひますが、ただ大臣の御答弁の中で、今日までの経過から考へまして、ちょっと私一まつ不安を禁ずることができないのであります。と申しますのは、大臣は今日明日に解決の機運にあるのだ、さういふ問題の解決は、その所屬団体がござ

て料金の申請書を提出したときをもつて、あるいはまたこれを認可したときをもつて解決をした、さういふふうに私も考へておるわけでありまして、さういふ点まで大臣は確約をとられたのですか。今日明日に申請書を出すとすること。

○三木國務大臣 私のところへ参りました代表者はもう一べん固めて——それは国産自動車協会の藤原という代表者が参りまして、もう固めて一べんに出すから、それはさういふ出さうな話でありました。それからほかの人たちもこれは決定をなせばその決定をききようが最後の總會でありますから、きめれば直ちに出すもので、きめてからまたそれを時間を引き延ばすといふことは、今までと違つてないと思ひます。

○中居委員 きめるといふのはききようですか。

○三木國務大臣 ききようです。

○中居委員 ききようして、今日明日に申請書を出すといふことですか。

○三木國務大臣 私はさういふふうに考へております。きめておいて申請書の提出はさういふことである、さういふことは筋道が通らないことである、さういふので、今日明日に申請書は提出されるもの、さう考へております。

○中居委員 大体大臣の御答弁で了解ができたようにも考へますが、先ほど池田さんからも徳安さんからも質問があつたのでありますけれども、もしもいんげんのおかつ日を送るような場合には大臣はどうなさるのだ、さういふ質問に對しまして、私はそのときには責任をもつて、道路運送法の改正とい

うやうやなことを言外に言われたようでありまして、しかしながら今道路運送法をたえば国会に出したといふにしても、これが国会を通過いたしました、大臣の権限で業務改善命令を行なつて、これを強硬に実施さすといふまでには、相当の日時を要すると思ひます。

○三木國務大臣 ききように片づくといふ予定でありますから、私がさういふ円満に解決する事態を前にして、いろいろなことを申し上げることは適當でないと思つておるのでございまして、今後またさういふ状態が長く続くといふことの事態に持ち込まないやうに、責任ある処置をとるといふこと、一つおまかせを願ひたいと思ひます。

○中居委員 これ以上聞くのはどうかと思ひますが、この問題は本来ならばすでに四月十九日、運輸省が新料金を認可したときに解決ができた問題だと私は思つております。ところが今日まで実に七十日間も八十日間も解決するやうなきざしを見せながらも、いんげん日を送つておる。さういふ過去のいき



そういう要望が強いようでございます。

○小山(秀)委員　そうすると、東京はいつからそういうことを実施になるのですか。

○眞田政府委員　実行に入りますのは、十月一日から入っていきなり、全部ではございませんが、部分的に入っていくたい、こういうことでございます。

○小山(秀)委員　十月一日までにはどんな事故が起きてでも差しつかえない、見のがしていく、こういうことなんでしょうか。十月一日までにこれがために非常な損害が起った場合には、これは運輸省の責任であるということになりますか。できるものはすぐおやりになつたらどうなんでしょうか。すでに前におやりにならなければならぬはずなんです。

○眞田政府委員　これは責任のがれのようなことを申し上げて申しわけないのですが、実際の労働関係についての直接の監督は、労働省、それから労働基準局でやっております。運輸省は自分の関係の事業についての話のときに立ち会ひで参りまして、いろいろと意見を述べる、こういう状態でございまして、決して十月一日までに事故が起つてもいいというような、そういう考え方はございせんので、実施していくのに、一番事業者にとつても、実際に仕事しておる方にとつても都合のいい方法でやろうということで、相談し合つておるのでございます。

○小山(秀)委員　運輸省はこの考え方があつて、協議の上やらなければならぬから、なかなかできない、こういうふう

うに受け取れます。そうすると、反對している省があるのですか。どの省とどの省がこれに反對しておるかというのを、明確に示していただきたい。

○眞田政府委員　反對している省はございません。実行の問題として実際にやっていくのに、いろいろとやり方の問題として、実施期日がそういうふう

に延びているということでございます。

○小山(秀)委員　これはだれが反對をしているのですか。

○眞田政府委員　すぐ実施しますには、いろいろと今申しましたように、休養施設の問題とか、そういうものについて十分にできていない。そうしますと、実際には勤務をあげて帰ろうと思つても、交通機関がない時間に帰るようなことになつても困りますし、またそこで泊るにしても、休養施設がないと一晩中起きておるといふような格好になつて困る。そういうふうなものについてのいろいろなことを考えましてやるようにということ、事業者の方々と労働基準局の方々と御相談な

んでございまして。

○厚委員　大臣がお急ぎのようでありまして、大臣に対する質問を先にやつて下さい。濱野清吾君。

○濱野委員　非常に簡単ですが、事は重大です。大臣も自動車行政はそろそろエキスパートになった時期だと思ひますから、お尋ねするのであります。が、過般のタクシーの問題を初め、自動車行政について今日のごとき質疑応答が行われる原因が、一体根本的にはどこにあるかということ、事務当局としても相当御研究になつたろうと思

うし、また運輸大臣としても考えるところがあつたろうと存じます。そこで私は過般の運輸委員会でも申し上げたのであります。大臣はそれのときにおいでになりませんか。大臣は、政務次官だけには申し上げておいたものであります。日本は、輸送行政、特に自動車輸送行政は、確かに法の一部の欠陥もあるけれども、これは法の運用に正鵠を得ていない点が多々ある。ことに今日の混乱は、ひとりタクシー業ばかりではなしに、一般貨物輸送も、あるいは基幹輸送も、その他通運事業における自動車輸送等においても、確かに輸送秩序を乱す不安が大きく浮び上つてきておる。これを根本的に是正するためにどういう措置をとつたらいいかというのを、私も研究しておるのですが、帰するところは、この行政の面において道路運送法の適正なる運営を誤まつておつたところにある原因があるのではないかと。ことに道路運送法の第六條第二項、この点につきまして正鵠を得ていなかった面が非常に多いのではないかと。すなわち供給輸送力と輸送需要とがアンバランスになつておつたために、その結果として混乱が出てきておるのではないかと。そこでそういう観点に立つて私は考えておるのであります。今後の自動車の免許とかあるいは増車という問題については、この六條の解釈適用において、十分各陸運局等においては慎重な態度をとるべきでないか。もっと率直に言ふならば、東京地区、大阪地区等においては、むしろ少くなくこの点、増車、新設免許という方向をとらなければ、輸送秩序の維持などということ

はから念仏に終るのではないかと、こういうふうには考えておるわけであり

ます。私が例示したのは東京、大阪等でありまして、他の地区、他の陸運局においても一律に申し上げるのではありません。少くとも業者の専門的見地から見ても、役所のすべての書類、統計等を見まして、これは確かな事実であります。そこでこの混乱を来たさせ、このトラブルを引き起しながら、この委員会まで持ち込んで解決をしなければならぬ今日まで追ひ詰めて、なお今までのような道路運送法第六條の運営をやつておるとすれば、将来さらに一段と大きな混乱がくるであろうと考へておるわけでありまして。私は過般觀光パスの増車を、東京陸運局では中止しておるような話を聞いております。これは当然に陸運局が道路運送法第六條その他の条項によつて、適正なる行政措置をとつたことと思つて、実は敬意を表しておる。しかしながら一般地輸送とか、あるいは基幹輸送とか、その他の輸送関係の自動車増車認可等におきましては、そのまま放任しておる。またタクシー等におきまして、その憂いなしとはしない、そういうふうなやり方で、そうして混乱した跡始末のみに熱中することは、いかにも賢明な策ではない。いかにも法治国家として法律の適用を誤まつて、愚劣な行政が行われつつ、損耗されておるといふような結果になるのであります。これは局長においては、あるいは大臣もこの程度のことはおわかりでありましようから、一つ大きな問題で、重大な問題でありますので、はっきりしたお答えをこの委員会でお賜るならば、私は非常に業界においても幸いであると思つておるわけであり

ます。

○三木国務大臣　今濱野委員御指摘のことは第六條二項、免許基準の問題だと思ひます。これはやはりことに東京、大阪のような地域は、非常に慎重を期さなければならぬ。次々に業者に免許を与えて、そうしてそれがために混乱が起るようなことは非常に慎まなければならぬこと、特にこういう点は嚴重に陸運局の方として正

な取扱ひをいたすように、十分な注意を払いますことを申し上げたいと思ひます。

○濱野委員　ただいまのお答えは免許に関連したことだけでござい

ますが、増車におきましては、局長はその線に沿うて行政措置をとるといふお考えでありましようか、その点についてお伺ひしたいと存じます。

○眞田政府委員　新規免許も、増車につきましても、同じ考え方でやつて参りたいと思ひます。

○濱野委員　大体この説明を聞いて、漸次わが国の輸送秩序、ことに自動車事業の輸送秩序は維持できると思ひます。もし大臣並びに局長の言明ができな

いならば、これは今の輸送秩序を乱す違法行為につきましては、先般次官並びに局長の御言明のようでありまして、法の適用をして嚴重なる取締りを要求いたしますから、あらかじめお含みを願ひたいと存じます。

○厚委員　もう本会議も開かれますから、本日はこの程度にして、次会は明日一時から開会いたします。

これにて散会いたします。

午後三時二分散会

五

第一類第十号　運輸委員会議録第二十五号　昭和三十年六月二十八日

昭和三十年七月一日印刷

昭和三十年七月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局